

公共事業等に関する連絡調整要綱運用方針

1 目的（第1条関係）

この要綱は、公共事業等について、島根県土地利用対策要綱（昭和60年島根県告示第330号）に基づく開発協議制度の適用がないことの代替措置として、その実施に係る土地利用、関係諸法令等に関する事項について、事前の連絡調整を行おうとするものである。

2 対象（第2条関係）

この要綱の対象となる事業は、国及び地方公共団体（一部事務組合を含む。）のほか、第2条第1号（ロ）から（ニ）までに掲げる法人が行う事業であるが、これは、独自の組織法を有し、当該組織法において国又は地方公共団体の指導監督が貫徹されている法人に限ったものである。

従って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づく公益法人等（例えば、財団法人しまね農業振興公社、市町村の設立に係る開発公社等）は、島根県土地利用対策要綱に基づく開発協議制度の適用を受けるものである。

3 適用除外（第3条関係）

連絡調整の適用除外となる事業及びその取扱いは、次のとおりとする。

(1) 1号該当の事業について

- ① 第3条第1項第1号の規定に該当する事業として知事との協議を終えた事業は、参考別表第1に掲げる事業であること。
- ② 公共団体等において、新たに第3条第1項第1号の規定に該当する事業としたい事業がある場合は、参考様式第1号により知事に協議すること。

(2) 2号該当の事業について

非常災害のために必要な応急措置として行われる事業に限るものとし、災害復旧事業として行われる事業は除くものであること。

(3) 3号該当の事業について

公共団体等において、第3条第1項第3号の規定に該当する事業として施行したい事業がある場合は、当該要件に該当するかどうかについて、参考様式第2号により知事に協議すること。

4 連絡調整（第3条～第6条関係）

(1) 必要な図書

連絡調整を行う場合には、連絡調整依頼書のほか、第3条第3項各号に掲げる図書が必要であるが、これらの図書に関しては、次のことに留意するものとする。

① 連絡調整依頼書

(ア) 書式は、別記様式によること。

(イ)記載内容等は、島根県土地利用対策要綱運用方針の参考別表に示す記載例によること。

② 1号の図書

書式、記載内容等は、島根県土地利用対策要綱運用方針の10によること。

③ 2号の図書

特に書式等は定めないが、公共団体等が開発区域の所在する市町村長と事前に協議し、当該市町村の長の意見が明らかにされたものであること。

(2)図書の提出先

土木部用地対策課長に提出すること。

(3)地区調整会議において連絡調整を行う場合

① 連絡調整は、原則として用地対策課長が議長となる地区調整会議において行うものとする。

この場合に、参考別表第2に掲げる事項に係る調整は、次によるものとする。

(ア)本庁関係課との調整

用地対策課長は、当該公共団体から連絡調整依頼書の送付を受けたときは、速やかに本庁関係課との調整を行うものとする。

② 連絡調整の結果

用地対策課長は、①により連絡調整を了した公共事業等については、参考様式第3号によりその結果を当該公共団体等に通知するものとする。

(4)県調整会議において連絡調整を行う場合

① 第4条第2項の規定に該当する公共事業等に係る連絡調整は、県調整会議において行うことになるので、地区調整会議においては、参考様式第4号による意見書を作成し、連絡調整依頼書等を知事に送付するものとする。

② 連絡調整の結果

県調整会議による連絡調整を了した公共事業等については、参考様式第3号によりその結果を当該公共団体等に通知するものとする。

5 その他

この運用方針は、平成12年7月1日から施行する。

この運用方針は、平成18年4月1日から施行する。

この運用方針は、平成24年4月1日から施行する。